

平成22年12月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成20年(行ウ)第2号 行政処分義務付等請求事件

口頭弁論終結日 平成22年8月24日

判 決

和歌山市黒田181-4 マンション晶103号

原 告 石 田 雅 俊

同訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 長 岡 健 太 郎

和歌山市七番丁23番地

被 告 和 歌 山 市

同 代 表 者 市 長 大 橋 建 一

処 分 行 政 序 和歌山市福祉事務所長

小 松 孝 雄

同訴訟代理人弁護士 辻 本 圭 三

主 文

- 1 処分行政庁が原告に対して平成19年10月23日付けでした重度訪問介護の支給量を1か月377時間とする障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定を取り消す。
- 2 処分行政庁は、原告に対し、原告が平成19年7月13日にした介護給付費等の支給申請に対して、重度訪問介護の支給量を1か月470時間以上478時間以下とする障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定をせよ。
- 3 処分行政庁が原告に対して平成21年6月23日付けでした重度訪問介護の支給量を1か月402時間とする障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定を取り消す。
- 4 処分行政庁は、原告に対し、原告が平成20年7月7日にした介護給付費等の支給申請に対して、重度訪問介護の支給量を1か月495時間以上74

- 4時間以下とする障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定をせよ。
- 5 処分行政庁が原告に対して平成21年8月25日付けでした重度訪問介護の支給量を1か月407.5時間とする障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定を取り消す。
- 6 処分行政庁は、原告に対し、原告が平成21年7月15日にした介護給付費等の支給申請に対して、重度訪問介護の支給量を1か月500.5時間以上744時間以下とする障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定をせよ。
- 7 原告のその余の請求を棄却する。
- 8 訴訟費用は、これを4分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 主文第1、第3、第5項と同旨
- 2 処分行政庁は、原告に対し、重度訪問介護の支給量を1か月744時間（うち移動介護124時間）とする障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定をせよ。

第2 事案の概要

原告は、処分行政庁のした主文第1、第3、第5項掲記の障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定が、いずれも原告の申請した重度訪問介護の支給量に満たないものであり、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したこと等により違法な処分であると主張し、上記各決定の取消しを求めるとともに、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月744時間（うち移動介護124時間）とする介護給付費支給決定を義務付けることを求めた。

1 法令等の定め

- (1) 障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）には、以下の定めがあ

る。

ア この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする（1条）。

イ この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいう（5条1項）。

ウ この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう（5条3項）。

エ 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない（19条1項）。

オ 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする（19条2項本文）。

カ 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない（20条1項）。

キ 市町村は、20条1項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害

者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うものとする（22条1項）。

ク 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならぬ（22条4項）。

ケ 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者若しくは障害者支援施設から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する（29条1項）。

（2） 障害者自立支援法施行規則（以下「本件規則」という。）には、以下の定めがある。

ア 自立支援法5条3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする（1条の3）。

イ 自立支援法20条1項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない（7条1項）。

⑥ 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的な内容

ウ 自立支援法22条1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする（12条）。

- ① 自立支援法20条1項の申請に係る障害者等の障害程度区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
- ③ 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ④ 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法42条に規定する知的障害児施設、同法43条に規定する知的障害児通園施設、同法43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法43条の3に規定する肢体不自由児施設又は同法43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況
- ⑤ 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況
- ⑥ 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第3号から前号までに掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- ⑦ 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的な内容
- ⑧ 当該申請に係る障害者等の置かれている環境
- ⑨ 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

エ 自立支援法22条4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、1月間とする（13条）。

- (3) 自立支援法に基づく介護給付費支給決定については、被告において、「和歌山市介護給付費における支給決定基準」（以下「被告支給基準」という。）が定められており、重度訪問介護支給決定基準及び非定型の支給決定基準に

については、以下の定めがある（甲12、55）。

ア 重度訪問介護支給決定基準

(ア) 対象者

障害程度区分4以上で、次の項目にいずれにも該当する者とする。

- ① 二肢以上に麻痺等があること
- ② 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

(イ) 基本時間の算出

別紙1被告支給基準1のとおり、障害程度区分と介護力の大きさをA・B・Cの3段階に分け、基本時間を算出する。

(ウ) 加算時間の算出

別紙1被告支給基準2のとおり、「住居の状況・世帯の状況に関すること」4項目、「本人の身体の状況に関すること」7項目で該当する項目におのおの評価点数を設ける。

別紙1被告支給基準2で算出した合計点数の区分ごとに、別紙1被告支給基準3のとおり加算割合を乗じて加算時間数を算出する。

(エ) 減算時間の算出

別紙1被告支給基準4のとおり、以下の項目について減算する。

- ① ケアホーム入居者の経過的給付の場合、障害程度区分ごとに減算を行う。
- ② 日中活動系サービスを利用している場合、障害程度区分ごとに減算を行う。
- ③ 介護保険対象者の場合、障害程度区分ごとに減算を行う。

イ 非定型の支給決定基準

利用者の希望する支給決定量が、和歌山市が必要として勘案した支給決定案を著しく超過する場合は、和歌山市介護給付等の支給に関する審査会

(以下「本件審査会」という。)に諮り、意見を聞いたうえで支給決定を行うものとする。

2 争いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば容易に認めることができる。

(1) 当事者(争いがない。)

ア 原告(昭和43年7月11日生)は、和歌山市内に居住する者であり、脳性麻痺による体幹機能障害及び四肢の著しい機能障害等の障害を有しており、身体障害者等級1級の認定を受けている(甲1, 2)。原告は、出生時から脳性小児麻痺により身体が不自由であった。

イ 被告は、普通地方公共団体であり、自立支援法に基づく介護給付費支給決定を行う権限を有している(同法19条1項, 2項)。そして、被告においては、同法22条1項による介護給付費等の支給の要否の決定に関する和歌山市長に属する権限が、和歌山市福祉事務所長(処分行政庁)に委任されている(和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則2条。顕著な事実)。

(2) 本件の経緯

ア 自立支援法施行前の介護給付費等の支給(甲21, 乙11, 12, 17)

原告は、平成16年4月1日から一人暮らしを始めた。そのため、処分行政庁は、原告に対し、同年3月25日付けで、身体障害者福祉法に基づく居宅生活支援費の支給量を1か月535時間とする支給決定(以下「平成16年度決定」という。)をした。

その後、処分行政庁は、原告に対し、平成17年8月1日付けで、支給量を1か月478時間とする支給決定(以下「平成17年度決定」という。)をした。

イ 自立支援法の施行(顕著な事実)

平成17年11月7日、自立支援法が制定され、平成18年4月1日に一部が施行され、同年10月1日に全面的に施行されるに至った。これに伴い、原告に対しては、身体障害者福祉法に基づく居宅生活支援費の支給に代わり、自立支援法に基づく介護給付費が支給されることとなった。

ウ 原告の障害程度区分（甲6、46、73）

原告は、処分行政庁から、平成18年10月1日付けで、自立支援法における障害程度区分を、区分6とする認定を受け、平成21年8月25日付けで、再び区分6とする認定を受けた。

エ 平成18年度の支給決定（乙17）

処分行政庁は、原告に対し、平成18年10月1日付けで、自立支援法に基づく重度訪問介護の支給量を1か月478時間（うち移動介護20時間）とする介護給付費支給決定（以下「平成18年度決定」という。）をした。

オ 平成19年度の支給決定（甲6ないし9、11、乙19の1）

(ア) 原告は、平成19年7月13日、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月478時間とする旨の申請をした（乙19の1）。

(イ) これに対し、処分行政庁は、被告支給基準における非定型（上記1(3)イ）に該当すると判断して、同年10月23日付けで、重度訪問介護の支給量を1か月377時間（うち移動介護20時間）とする介護給付費支給決定（以下「平成19年度決定」という。）をした（甲7、8）。

(ウ) 原告は、同年11月2日、平成19年度決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求をしたが（甲9），同知事は、同年12月27日付けで、審査請求を棄却する旨の裁決をした（甲11）。

カ 平成20年度の支給決定（甲45ないし47、57、69ないし71、乙19の2、23）

(ア) 原告は、平成20年7月7日、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支

給量を1か月744時間とする旨の申請をした（乙19の2）。

(イ) これに対し、処分行政庁は、被告支給基準における非定型に該当すると判断して、同年7月29日付で、重度訪問介護の支給量を1か月396時間（うち移動介護20時間）とする介護給付費支給決定（以下「平成20年度取消前決定」という。）をした（甲45）。

(ア) 原告は、同年9月12日、平成20年度取消前決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求をしたところ、同知事は、平成21年3月30日付で、上記決定を取消す旨の裁決（以下「本件取消裁決」という。）をした（甲57）。

(イ) 処分行政庁は、本件取消裁決を受け、被告支給基準における非定型に該当すると判断して、平成21年6月23日付で、重度訪問介護の支給量を1か月402時間（うち移動介護20時間）とする支給決定（以下「平成20年度決定」という。）をした（甲69）。

(イ) 原告は、同年8月7日、平成20年度決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求をしたが、同知事は、平成22年8月18日付で、審査請求を棄却する旨の裁決をした（乙23）。

キ 平成21年度の支給決定（甲72, 73, 乙19の3, 24）

(ア) 原告は、平成21年7月15日、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月821.5時間（基本時間744時間〔うち移動介護157.5時間〕。入浴及び移乗時の2人介護77.5時間）とする旨の申請をした（甲73, 乙19の3）。

(イ) これに対し、処分行政庁は、被告支給基準における非定型に該当すると判断して、同年8月25日付で、重度訪問介護の支給量を1か月407.5時間（うち移動介護20時間）とする介護給付費支給決定（以下「平成21年度決定」という。平成19年度決定、平成20年度決定と併せて「本件各決定」という。）をした（甲72）。

(ウ) 原告は、同年10月13日、平成21年度決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求をしたが、同知事は、平成22年8月18日付で、審査請求を棄却する旨の裁決をした（乙24）。

3 争点

- (1) 本件各決定について裁量権の逸脱濫用があるか
- (2) 本件各決定について手続上の瑕疵があるか
- (3) 義務付けの訴えが本案勝訴要件（行政事件訴訟法37条の3第5項）を具備するか

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件各決定について裁量権の逸脱濫用があるか）について
(原告の主張)

ア 原告には本来24時間介護が必要であること

以下のような原告の事情を踏まえると、原告が地域で自立した日常生活を送るためには、1日につき24時間の介護が必要である。

(イ) 原告は、脳性麻痺による体幹機能障害及び四肢の著しい機能障害のため、全く両手両足を使うことができないから、ヘルパーがいなければ、物を食べたり水を飲んだりすることもできないし、車椅子をヘルパーに押してもらわなければ移動することができない。

(ウ) 原告は、座位を保つことができず、日中、車椅子に長時間座っていると、身体が徐々に前に滑り、姿勢が崩れてしまう。また、原告は、どんなに姿勢を整えていても、咳やくしゃみの拍子に上半身が左右に大きく傾くことがある（安全ベルトを着用しても傾くことがある。）。原告は、一度姿勢が崩れると、自力で元に戻すことはできず、ヘルパーによる介護を受けるまでその状態のままということになる。そして、褥瘡ができるおそれがあるので、絶えずヘルパーが付き添い、15分に1回程度体位変換する必要がある。

(イ) 原告には、排尿に関し、次のような事情がある。

- a 原告は、脳性麻痺による神経因性膀胱（神経障害による膀胱機能障害）のため、①思い通りに排尿ができなくなる、②頻尿、③排尿困難、④尿失禁という症状があり、昼夜を問わず長時間尿意を我慢することができない。
- b 原告は、現在尿取りパッドを使用しているが、これで対応できるのは、せいぜい1、2回の失禁までである。また、おむつを使用しても頻尿に対応することはできない。おむつ交換を行うには、原告を車椅子からベッドに移動させなければならず、1回に15分程度の時間が掛かるので、原告にとっては大きな負担となるからである。
- c 原告は、尿器による排尿が可能であり、医学的にも、人格的生存という観点からも、尿器による排尿が望ましいところ、尿器による排尿をするには、30分ないし1時間に1回程度のトイレ介助が必要である。そして、尿意を催すタイミングを事前に予測することはできないところ、原告は、ヘルパーのいない時間帯があると、その間に尿意を催すのではないかとの不安感から、安心して水分を補給することができないため、絶えずヘルパーが原告に付き添っていることが必要である。

(エ) 原告は、自力で誰かに連絡をとることができないため、体調の異変や天災等の非常事態が発生した場合には、生命に危険が及ぶことになり、非常事態が発生したときにどうすればいいのか分からぬという原告の不安感も無視することはできない。

イ 処分行政庁が支給量を削減したことの違法性

以下の事情より、本件各決定は、いずれも原告の障害の程度、身体の状況及び生活実態を無視した不合理なものであるから、憲法13条、14条1項、22条1項によって認められる原告の「地域で自分らしく生活する

権利」を侵害する憲法違反の処分であり、また、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分である。

(ア) 平成19年度決定は、平成18年度決定に比べて支給量が激減しており、平成20年度決定及び平成21年度決定は、平成19年度決定を前提としている。しかし、その間、原告の障害の程度や身体状況は変わつておらず、介護が不要となるような生活状況の変化もないから、原告が平成16年4月に始めた一人暮らしに慣れてきたという理由で支給量を削減することには合理性がない。そして、この支給量の削減は、平成18年に施行された自立支援法の趣旨、目的に反するものであり、自立支援法の施行が支給量削減の理由とはなりえない。

(イ) 原告の障害の程度や身体状況は上記アのとおりであり、本件各決定では、いずれも原告に本来必要な支給量が認められていない。

(ウ) 処分行政庁が本件各決定に当たって諮問した本件審査会は、原告やヘルパーの意見を聴取したことがなく、実質的な検討をした形跡がないから、処分行政庁が本件審査会に諮問したからといって、本件各決定の違法性が治癒されるわけではない。

(エ) 被告は、処分行政庁が被告の財政事情を考慮することができる旨主張するが、自立支援法及び本件規則は、支給量を定めるに当たって、市町村の財政事情を考慮することを予定しておらず、処分行政庁が、被告の財政事情を考慮して原告の支給量を削減することは許されない。

ウ 本件取消裁決の趣旨を尊重した支給決定をしなかったことの違法性
和歌山県知事は、本件取消裁決において、「平成19年10月以降、審査請求人（原告）の日常生活のさまざまな局面において断続的に支障が生じている状態が、本件処分決定（平成20年度取消前決定）で支給量が従前より増加したことにより解消されてはおらず、日常生活における支障は慢性化している状況」であるとし、「（原告の）勘案事項について十分な

聴き取りを行う」などした上で、新たに適正な支給決定を行う必要があると判断し、平成20年度取消前決定を取り消した。

それにもかかわらず、処分行政庁は、本件取消裁決後、原告の日常生活に慢性的な支障が生じているという前提に立たず、原告等の意見を十分に聴取せず、平成20年度決定をした。

平成21年度決定についても、処分行政庁は、平成20年度取消前決定と同じ基本時間を前提として（甲73・8枚目の裏参照），支給量を決定した。

したがって、平成20年度決定及び平成21年度決定は、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分である。

エ 重度訪問介護で短時間の集中的な介護を行うことの違法性

(ア) 重度訪問介護は、見守りを含んだ長時間継続するサービスの提供を想定したサービス類型であり、夜間にヘルパーが巡回して短時間で集中的に介護を行うという利用は基本的に想定されていない。

(イ) 原告は、就寝中も、尿意のために30分ないし2時間に1度は目が覚める。原告は、この際、トイレ介助並びに水分補給及び体位変換等の介護を受ける必要がある。仮に、夜間巡回で介護をしたとすると、原告は、長時間尿意を我慢することができないので、一晩に何度も失禁を余儀なくされるし、ずっと同じ体勢のままのため褥瘡を生じるおそれもあり、十分な睡眠をとれることにもなる。したがって、原告には、夜間の継続的な介護が必要である。

(ウ) 処分行政庁も、勘案事項の調査の際には、夜間の継続的な介護の必要性を十分把握していた。

(エ) しかるに、処分行政庁は、夜間は1回30分の巡回による介護を1時間おきに提供するとのケアプランをもとに本件各決定をした。

(オ) よって、本件各決定は、いずれも重度訪問介護の誤った解釈に基づい

てされたものであり、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分である。

オ 移動介護を1か月20時間とすることの違法性

(ア) 移動介護に関する被告の基準自体の違法性

- a 処分行政庁は、移動介護の支給量について、1か月20時間を上限とする基準を定め、これを原告にも機械的に当てはめて本件各決定をした。
- b しかし、自立支援法は、障害者に対して個別に勘案事項の調査を行い、その調査結果をもとに障害者毎に個別に必要な支給量を算定し、介護給付費等の支給決定を行うこととしており、これは移動介護についても当てはまる。したがって、支給量の上限を画する基準を設定して、かかる基準に基づいて機械的に移動介護の支給量を決定することは許されない。
- c 1か月20時間という数字に合理性はなく、他の市町村と比較してもこの数字は妥当でない。
- d よって、移動介護の支給量につき1か月20時間を上限とする被告の基準自体が違法であり、この基準に従った本件各決定は、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分である

(イ) 移動介護の支給量を1か月20時間とする本件各決定の内容の違法性

- a 原告は、さまざまな料理のレシピを覚え、ヘルパーに指示して調理してもらえるようにしたいと考えているし、新しい料理を覚えるための勉強会に参加したいとも考えている。したがって、原告には、買い物に行ったり、勉強会に参加したりするために、ヘルパーによる移動介護が必要である。
- b 原告は、自らの経験を生かして、他の障害者の相談に乗ったり、ピアカウンセリングをしたりしたいと思っているし、そこで主導的な役

割を果たすピアカウンセラーになりたいという希望を有しているが、ピアカウンセリングを行うためには、ピアカウンセラーになるための講習を受ける必要があり、そのためにも移動介護が必要である。

- c 「自立生活応援センター和歌山・チャレンジ」という事業所（以下「チャレンジ」という。）では、障害者が地域で自立生活を送ることをサポートするために様々な活動が行われており、原告は、その活動に参加したり、運営に関与したりしたいと考えているので、そのためにも移動介護が必要である。
- d 原告が以上のような活動をするために必要な移動介護の時間数は、少なく見積もっても、1か月124時間を下らない。
- e しかし、原告にはわずか1か月20時間の移動介護しか認められておらず、これでは原告は毎日の買い物すら満足にできず、それ以上の社会参加をすることはほぼ不可能である。よって、1か月20時間の移動介護しか認めない本件各決定は、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分である。

カ 他事考慮の違法性

- (イ) 原告は、平成17年12月1日から生活保護の障害者加算の他人介護料を受給しているが、生活保護は、自己の有する資産・能力による自助扶養義務者その他からの援助、利用しうる他の社会保障給付等を要保護者の最低生活費に充て、なお不足がある場合に実施されるものである（生活保護法4条参照）。したがって、重度訪問介護の必要性を認めながら、生活保護の受給を理由に、その分の支給量を認定しないことは許されない。

- (ウ) しかし、処分行政庁は、平成19年度決定について、生活保護を受給していることを理由に原告の支給量を削減している。そして、平成20年度決定及び平成21年度決定でも、平成19年度決定を前提として支

給量が算定されている。よって、考慮すべきでない生活保護の受給を考慮して支給量を決定している本件各決定は、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分である。

(被告の主張)

ア 1日24時間介護の必要性について

以下のとおり、原告に1日24時間の介護を前提とする支給決定をすべき必要性はないから、1日24時間の介護を前提としているからといって、本件各決定が、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したものとはいえない。

(イ) 客観的に見て、原告に対して、1日24時間の介護を公的に保障しなければならない理由はない。

(ウ) 原告は、座位を保つことができないから絶えずヘルパーの付添いが必要であると主張するが、車椅子に備え付けの安全ベルトの装着や車椅子へのヘッドレストの設置等により身体の安定を維持することができる。そして、原告にはそのような創意工夫が求められるべきであり、そのため介護が必要であるとはいえない。

(エ) 原告は、30分ないし1時間に1回のトイレ介助が必要であると主張するが、トイレ介助は、尿取りパッド等の利用で十分対応できる。そして、尿取りパッド等の利用は一般的に行われているから、これを原告に要求することは相当である。原告は、尿がパッドの外に漏れてしまうと主張するが、それは尿取りパッドの装着の仕方が適切でないからである。また、平成18年5月30日の調査（甲5）によると、原告は、体位交換とトイレ介助のために夜間も何度も起きるが、その間はぐっすり寝ているというのであるから、トイレ介助のために24時間ヘルパーの付添いが必要とはいえない。

(オ) 原告は、非常事態が発生したときに自ら連絡をとることができない不

安全感を24時間介護の必要性の根拠として主張する。しかし、原告の身体状態は安定していて、特に緊急を要する状態であるとはいえないで、就寝中の時間帯にまでヘルパーが常に傍らで待機しなければならない合理的理由はない。そして、原告の夜間の非常時の不安感は、1時間30分毎に30分の巡回や、契約先の事業所における緊急時の対応をケア計画に盛り込むことで解消されるはずである。さらに、非常時の不安感は、障害の有無に関わらず誰にでもあるから、これが1日24時間介護の理由となるものではない。

イ 支給量を削減したことについて

自立支援法は、介護給付費等の支給量の判断を市町村の裁量に委ねているが、以下の事情より、本件各決定は、自立支援法の趣旨に適合した適法な処分であって、憲法違反の処分ではなく、また、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したものではない。

(ア) 平成16年度決定について

被告は、平成16年度決定で、原告に対し1か月535時間の居宅生活支援費支給決定をしているが、これは、原告が一人暮らしを始めたことを考慮したものであり、将来的には、生活環境の整備や、ヘルパーが原告の心身の状況を熟知することに伴う介助行為の円滑化等により、支給量の見直しを行うことが前提になっていた。このような見直しにより、本件各決定では、支給量が減少したものである。

(イ) 平成19年度決定の支給量決定の理由

a 自立支援法は、個別の事例に応じて、必要量を適正に算定して介護給付費支給決定を行うことを予定している。これは、障害者毎の希望する支給量をそのまま支給することではなく、自立支援の観点から、その人の生活を支えるために、客観的に見て介護に必要な時間を基に支給量を算定することである。

b 処分行政庁は、このような自立支援法の趣旨に従って、従前の原告の支給量、他の受給者の支給量、原告の家庭状況、障害程度区分基準時間等を総合的に検討し、適正な支給量として、1か月377時間とした。具体的な見直しの内容は、以下のとおりである。

- (a) 従前1日12時間としていた基本時間分を、9時間に減らした。これは、従前、原告が一人暮らしを始めたことを考慮して、基本時間の夜の分を1日6時間としていたが、一人暮らしを始めてから既に3年6か月以上経過し、十分慣れたといえるので、基本時間の夜の分を1日3時間に減らした。
- (b) 夜間巡回分についても、原告が一人暮らしに十分慣れたといえるので、1日の就寝中につき5回から4回に減らした。
- (c) 通院分は、利用実態（1回3時間、1か月2回）に応じて、1か月6時間とした。
- (d) 予測できない事態に対応するため、緊急分として1か月10時間を追加した。

(v) 本件審査会に諮問したこと

処分行政庁は、本件各決定に当たって、本件審査会に諮問したこと、本件審査会は、障害者等の医療、保健、福祉の学識経験者だけでなく、身体に障害を有する者も委員としており、それぞれの委員が学識経験等に基づいて意見を出したのであるから、本件各決定の支給内容及び手続は適正である。なお、本件審査会は、平成19年度決定に当たり、原告やヘルパーの意見を聴取しなかったが、これは、本件審査会が、処分行政庁の提出した資料及び担当課の説明で十分判断できると考えたためであり、実質的な検討をしなかったということではない。なお、本件審査会は、平成20年度決定に当たっては、意見聴取をした。

(vi) 被告は財政事情を考慮して支給決定をすることができること

介護給付費等の支給には、財政的な裏付けが必要であり、それゆえ、自立支援法では、各市町村に画一的な処理を求ることとはされていない。つまり、自立支援法は、障害程度区分については基準を定めているが、区分該当者に対する支給量については、各市町村において制定する支給決定基準によることとしている。そして、支給決定基準については、国は特にガイドラインを示さず、市町村が独自に制定することとされている。そのため、当初から、市町村により支給決定基準の内容に差異が生じることは予測されていたことであり、自立支援法は、各市町村がそれぞれの財政事情等を考慮した上で支給決定基準を制定することを容認していたといえる。

ウ 本件取消裁決について

(ア) 和歌山県知事が本件取消裁決をしたことは認めるが、これは、原告の主張を全面的に認めたものではなく、原告と処分行政庁との間で、日常生活を円滑に行うに当たっての検討や福祉用具の使用についての助言を十分に行った上で支給量を決定すべきであるとしている。そして、本件取消裁決は、失禁対策についての検討のほかに、「審査請求人が使用している車いすやベッド等福祉用具については、改良等による工夫を行うことで現状より人的介助の軽減を行うことは可能であると考えられ、」「公費で助成しているサービスである以上、これら福祉用具の改良、導入についても十分な検討を加えるとともに、自ら工夫すべき点は工夫することも必要である」とも指摘している。

(イ) 和歌山県知事は、支給量を1か月377時間とした平成19年度決定については、平成19年12月27日付けで原告の審査請求を棄却し、その後の支給量を1か月396時間とした平成20年度取消前決定については、平成21年3月30日付けで本件取消裁決をした。両裁決の間、神経因性膀胱による頻尿と下肢の不随意運動について原告の健康状態に

変化が生じたため、本件取消裁決がされたと考えられる。

- (ウ) 処分行政庁は、平成20年度決定及び平成21年度決定の際、本件取消裁決を受けて、原告が日常生活を円滑に行うための様々な事象について検討し、原告等の意見を聴取した上で、基本時間を含めた支給量を決定した。本件各決定と、平成20年度取消前決定の基本時間が同じになったのは偶然である。
- (エ) 以上より、平成20年度決定及び平成21年度決定は、本件取消裁決の趣旨を踏まえずにされたものではなく、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したものではない。

エ 重度訪問介護で短時間の集中的な介護を行うことについて

- (ア) 重度訪問介護の費用は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(乙8)では、1時間を単位として費用を算定することになっているが、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(乙9)では、所要時間30分のサービスでも通算することで1時間を単位として費用を算出することとされている。これは、重度訪問介護は、長時間滞在を基本としつつも、利用者の状況によっては1回3時間以上の長時間滞在のサービスと、1回当たり30分から1時間の短時間サービスを組み合わせることが必要な者も存在するからである。したがって、重度訪問介護は長時間滞在のサービスの提供でなければならないとはいえない。

- (イ) 処分行政庁が、本件各決定において、就寝中を巡回による介護とすることを前提に支給量を算定しているのは、継続的な介護を要しないからである。原告は、頻尿であることを理由に就寝中の継続的な介護が必要であると主張するが、多くの人が利用している紙おむつの使用等によつて対応できるから、頻尿を理由に就寝中の継続的な介護が必要とはいえない。

ない。特に、原告は身体状態が安定しているから、就寝中までヘルパーが待機しなければならない合理的理由はない。

(イ) よって、本件各決定が、巡回による介護を前提にしているからといって、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したものとはいえない。

才 移動介護を1か月20時間とすることについて

(ア) 移動介護に関する被告の基準について

a. 被告が支給決定基準を定めたのは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部主催の会議で、「適切かつ公正な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ、支給決定基準を定めておくことが望ましい」との方針が示されたからである（乙1）。そして、明文化されていないが、被告は、重度訪問介護における移動介護の標準的な支給量を1か月20時間としている。

b. 被告は、身体障害者福祉法における移動介護について、1か月20時間を基準時間とするガイドラインを作成していた。そして、被告が、単独での外出が困難な四肢に障害のある全身性障害者の移動介護時間数につき、平成17年4月から平成18年3月までの間の実態を検証したところ、その1年間における1か月の移動介護の平均時間は10.117時間であった（乙13）。これにより、移動介護について1か月20時間とする基準の相当性・妥当性が実証されたため、被告は、自立支援法施行後も移動介護の標準的な支給量を1か月20時間としたのであり、この基準は実態に即した合理的な根拠を有する。また、平成20年3月から同年10月までの間の重度訪問介護の移動加算の利用状況を見ると、月平均で9.425時間であり（乙14），この点からも、上記の基準は妥当なものといえる。

c. よって、重度訪問介護における移動介護の標準的な支給量を1か月20時間とする被告の基準自体が違法なものとはいはず、この基準に

従つてされた本件各決定は、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したものとはいえない。

(イ) 移動介護の支給量を1か月20時間とする本件各決定の内容について

- a 処分行政庁は、原告の移動介護の支給量を機械的に決定したわけではなく、原告の個別事情を踏まえた上で決定したのであり、その支給量も合理性を有する適切なものである。なお、重度訪問介護は居宅における介護及び外出時における移動中の介護を総合的に支えるサービスであり、移動介護の支給決定時間を超えて外出時に介護サービスを提供しても、支給決定の総時間の範囲内であれば支給を認めるものである。
- b 原告は、毎日の食材の買い物のためのガイドヘルパーの保障を当然の権利のごとく主張する。しかし、食材の買い物は、ヘルパーに指示して行うこともでき、常に自ら買い物に行く必要性はない。したがって、毎日の買い物のためにヘルパーを保障することは、社会の側にとって当然の責務とはいえない。
- c ピアカウンセリングやチャレンジの活用については、一定の成果を収める可能性は否定できないが、そのために当然のごとく支給量を増加させるのは妥当ではなく、あくまでも支給量の範囲内で最大限に活用すべきである。
- d よって、移動介護の支給量を1か月20時間とする本件各決定の内容が、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したものとはいえない。

カ 他事考慮について

処分行政庁は、原告の受けている生活保護法その他の法律による支援内容を把握しているものの、その事実を支給量決定の根拠としたわけではない。また、生活保護の障害者加算の他人介護料等は、自立支援法に基づく

支給量を決定した後に支給される。よって、本件各決定は、生活保護制度にいう他法優先の原則に抵触するものではない。

(2) 争点(2) (本件各決定について手続上の瑕疵があるか)

(原告の主張)

平成19年度決定は、支給量を1か月478時間とする旨の原告の申請に対して支給量を1か月377時間とするものであり、平成20年度決定は、支給量を1か月744時間とする旨の原告の申請に対して支給量を1か月402時間とするものであり、平成21年度決定は、支給量を1か月821.5時間とする旨の原告の申請に対して支給量を1か月407.5時間とするものであるから、いずれも一部拒否処分である。したがって、行政手続法8条1項本文により、拒否に関する理由を決定に付さなければならぬところ、本件各決定にはいずれも一部拒否の理由が付記されていない。よって、本件各決定にはいずれも手続上の瑕疵がある。

(被告の主張)

介護給付費の支給決定は一部拒否処分には当たらないので、行政手続法8条1項本文によって理由の付記が義務付けられるものではない。よって、本件各決定にはいずれも手続上の瑕疵はない。

(3) 争点(3) (義務付けの訴えが本案勝訴要件を具備するか)について

(原告の主張)

ア 上記(1) (原告の主張)アのとおり、原告には1日24時間の介護が必要であり、上記(1) (原告の主張)オ(イ)dのとおり、原告に必要な移動介護の時間数は、少なく見積もっても1か月124時間を下らない。したがって、処分行政庁が原告に対し、1か月744時間（うち移動介護124時間）の重度訪問介護による介護給付費の支給決定をしないことは、裁量権の逸脱濫用となる。

イ よって、行政事件訴訟法37条の3第5項の定める義務付けの訴えの本

案勝訴要件を具備する。

(被告の主張)

ア 上記(1) (被告の主張) のとおり、本件各決定は、裁量権の逸脱濫用には当たらないから、1か月744時間の支給決定をしないことが、裁量権の逸脱濫用となるものではない。

イ よって、行政事件訴訟法37条の3第5項の定める義務付けの訴えの本案勝訴要件を具備しない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

上記第2の1、2の事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) 原告の健康状態、介護の状況、経済状態等 (甲1ないじ7, 21, 31, 46, 56, 64, 70, 73, 乙11, 12, 17, 証人貴志修久、原告本人)

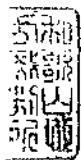
ア 原告（昭和43年7月11日生）は、脳性麻痺による体幹機能障害及び四肢の著しい機能障害等の障害を有しており、身体障害者等級1級の認定を受けている（甲1, 2）。原告は、出生時から脳性小児麻痺により身体が不自由であったが、足で地面を蹴って、車椅子を動かすことができた。ところが、平成12年ころから、首から下の部分を自分の意思で動かすことが難しくなり、平成14年ころには、足をほとんど動かせなくなった。また、このころから、脳性麻痺による神經因性膀胱のため過活動膀胱（尿意切迫感、頻尿、切迫性尿失禁）の症状が現れ始めた。

イ 原告は、処分行政庁から、平成18年10月1日付で、自立支援法における障害程度区分を、区分6とする認定を受け、平成21年8月25日付で、再び区分6とする認定を受けた（甲6, 46, 73）。

ウ 原告は、平成16年4月1日から一人暮らしを始めた。このころ以降の

原告の健康状態及び介護の状況は、以下のとおりである。そして、原告の健康状態がこのころ以降に回復したことはなかった。

- (ア) 原告は、首から下の部分を自分の意思で動かすことができず、自分で摂食、移動、入浴、排泄、水分補給をすることができない。
- (イ) 原告は、頸部に、自分の意思とは関係なく身体が動く大きな不随意運動がある。また、四肢体幹に、頻度の低い不随意運動がある。そして、精神的な緊張状態が強いと、不随意運動が激しくなる。このため、原告は、身体の安定を保つことができず、身体が傾くことが頻繁にある。車椅子に座っているときに身体が傾くと、上半身が車椅子の肘掛の部分に引っ掛けかってずり落ちた状態になることもある。原告は、車椅子に座る際には、腹部と胸部にベルトをして身体を固定しており、身体が前に滑ってずり落ちるのを防いでいるが、身体が傾くのを防ぐことはできない。原告は、身体が傾いても、自分で体勢を立て直すことができず、ヘルパー等に電話を掛けて呼ぶこともできない。
- (ウ) 原告は、起床中、平均で1時間に1度ほど尿意を催すが、10分に1度尿意を催すこともある。原告は、尿取りパッドを使用しているが、尿がそこから漏れ出すことがある。
- (エ) 原告は、自分で体位変換できないため、褥瘡ができるのを防止するために、定期的な体位変換が必要である。
- (オ) 原告は、就寝中も、自分で体位変換できることによる疼痛や尿意のために30分ないし2時間に1度は目が覚める。
- (カ) 原告は、明瞭に発語することはできず、他者に意思を伝達するのに時間がかかる。
- (キ) 原告には母親と弟がいるが、原告と同人らとの間に行き来はない。
- エ 原告は、以下のとおり通院していた。
- (ア) 平成19年度決定（同年10月23日付け）ころ



原告は、便秘等のため内科に1か月に1回、水虫、褥瘡のため、皮膚科に1か月に1回、体幹及び四肢機能の維持向上を目的とするリハビリのため、整形外科に1か月に3回、それぞれ通院していた（甲2、6）。

（イ）平成20年度取消前決定（同年7月29日付け）ころ

原告は、過活動膀胱のため、泌尿器科に1か月に3、4回、湿疹のため、皮膚科に1か月に2回、リハビリのため、整形外科に1か月に2回、それぞれ通院していた（甲46）。

（ウ）平成20年度決定（平成21年6月23日付け）ころ

原告は、尿のコントロールのため、泌尿器科に2か月に1回、血圧等の検査のため、内科に1か月に1回、手の爪水虫のため、皮膚科に有症時に、リハビリのため、整形外科に1か月に2、3回、それぞれ通院していた（甲70）。

（エ）平成21年度決定（同年8月25日付け）ころ

原告は、尿のコントロールのため、泌尿器科に2か月に1回、血圧等の検査のため、内科に1か月に1回、検査のため、整形外科に2、3か月に1回、手の爪水虫等のため、皮膚科に1か月に1回、リハビリのため、整形外科に1週間に1回、それぞれ通院していた（甲73）。

オ 原告が受けている介護サービスの概要は、別紙2の1及び2のとおりである。

カ 原告は、生活保護の障害者加算の他人介護料、特別障害者手当及び障害者基礎年金を受給している。しかし、原告は、介護保険は受給していない。

（2）平成16年度決定の経緯（甲7、乙7、11、17、証人坂下雅朗〔以下「坂下」という。〕）

ア 原告は、一人暮らしを始めるため、平成16年2月ころ、身体障害者福祉法に基づく居宅生活支援費変更申請をした。

イ 処分行政庁は、原告に対し、同年3月25日付で、以下の算定により、

平成16年度決定をした（別紙3支給量の内訳一覧表参照）。

(ア) 日常生活支援 1か月412時間

a 基本時間 1か月372時間

（朝3時間+昼3時間+夜6時間）×31日/月=372時間

b 入浴介助 1か月30時間

2時間/回×3回/週×5週/月=30時間

ただし、2人目の介助者分。1人目の介助者分は基本時間に含む。

c 土日加算 1か月10時間

1時間/回×2回/週×5週/月=10時間

(イ) 身体介護 1か月103時間

a 夜間巡回 1か月78時間

30分/回×5回/1日の就寝中×31日/月=78時間

（小数点以下は切り上げ）

b 通院 1か月20時間

4時間/回×5回/月=20時間

c 緊急 1か月5時間

(ウ) 移動介護加算 1か月20時間

(エ) 合計 1か月535時間

ウ 原告は、平成16年度決定に係る支給を使い切った。

(3) 平成17年度決定の経緯（甲7、乙12、17、証人坂下）

ア 原告は、平成17年、身体障害者福祉法に基づく居宅生活支援費支給申請をした。

イ 処分行政庁は、原告に対し、平成17年8月1日付けで、以下の算定により、平成17年度決定をした（別紙3支給量の内訳一覧表参照）。

(ア) 日常生活支援 1か月372時間

a 基本時間 1か月372時間

(朝3時間+昼3時間+夜6時間) × 31日/月 = 372時間

平成16年度決定と同じ。

b 入浴介助

原告宅の浴槽にリフトが設置され、2人目の介助者分は必要がなく
なった。

c 土日加算

移動介護加算で対応した。

(イ) 身体介護 1か月 86時間

a 夜間巡回 1か月 78時間

30分/回×5回/1日の就寝中×31日/月=78時間

(小数点以下は切り上げ)

平成16年度決定と同じ。

b 通院 1か月 8時間

2時間/回×4回/月=8時間

c 緊急

一人暮らし当初の不安が解消されたため、夜間巡回で対応した。

(ウ) 移動介護加算 1か月 20時間

平成16年度決定と同じ。

(エ) 合計 1か月 478時間

ウ 原告は、平成17年度決定に係る支給を使い切った。

(4) 平成18年度決定の経緯(甲7,乙17,証人坂下)

ア 原告は、平成18年、自立支援法に基づく介護給付費支給申請をした。

イ 処分行政庁は、原告に対し、平成18年10月1日付で、上記(3)イの
平成17年度決定と同じ算定により、平成18年度決定をした(別紙3支
給量の内訳一覧表参照)。

ウ 原告は、平成18年度決定に係る支給を使い切った。

(5) 平成19年度決定の経緯（甲6ないし8、乙10、17、19の1）

ア 原告は、平成19年7月13日、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月478時間（平成18年度決定と同じ）とする旨の自立支援法に基づく介護給付費支給申請をした（乙19の1）。

イ 被告支給基準における重度訪問介護支給決定基準（上記第2の1(3)ア）に従った算定では1か月268時間になつたため、処分行政庁は、原告の健康状態や希望する支給量等を勘案し、被告支給基準における非定型（上記第2の1(3)イ）に従つて決定することとした。

ウ そこで、処分行政庁は、原告の生活モデルとして、別紙4の1支給決定量算定表（平成19年度決定）のとおりの介護の受給を想定して、以下のとおりの算定により、重度訪問介護の支給量を1か月377時間とする案を作成し、本件審査会に諮問した上で、平成19年10月23日付けで、平成19年度決定をした（甲8。別紙3支給量の内訳一覧表参照）。

(ア) 基本時間 1か月279時間

（朝3時間+昼3時間+夜3時間）×31日/月=279時間

一人暮らしに慣れたため、夜の分を1日3時間に減らした。

(イ) 夜間巡回 1か月62時間

30分/回×4回/1日の就寝中×31日/月=62時間

一人暮らしに慣れたため、1日の就寝中につき4回に減らした。

(ウ) 通院 1か月6時間

上記(1)エ(ア)の原告の通院状況を勘案した。

(エ) 緊急 1か月10時間

予測できない事態に対応するため認めた。

(オ) 移動介護加算 1か月20時間

平成18年度決定と同じ。

(カ) 合計 1か月377時間

エ 原告は、平成19年度決定に係る支給を使い切った。

(6) 平成20年度決定について

ア 平成20年度取消前決定の経緯（甲45ないし47、乙17、19の2）

(ア) 原告は、平成20年7月7日、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月744時間（=24時間/日×31日/月）とする旨の自立支援法に基づく介護給付費支給申請をした（乙19の2）。

(イ) 被告支給基準における重度訪問介護支給決定基準に従つた算定では1か月289時間になったため、処分行政庁は、被告支給基準における非定型に従つて決定することとした。

(ウ) そこで、処分行政庁は、原告の生活モデルとして、別紙4の2支給決定量算定表（平成20年度取消前決定）のとおりの介護の受給を想定して、以下のとおりの算定により、重度訪問介護の支給量を1か月396時間とする案を作成し、本件審査会に諮問した上で、平成20年7月29日付で、平成20年度取消前決定をした（甲45。別紙3支給量の内訳一覧表参照）。

a 基本時間 1か月279時間

（朝3時間+昼3時間+夜3時間）×31日/月=279時間

平成19年度決定と同じ。

b 夜間巡回 1か月62時間

30分/回×4回/1日の就寝中×31日/月=62時間

平成19年度決定と同じ。

c 通院 1か月15時間

上記(1)エ(イ)の原告の通院状況を勘案した。

d 繁急 1か月20時間

予測できない事態に対応するため、1か月10時間を増やした。

e 移動介護加算 1か月20時間

平成19年度決定と同じ。

f 合計 1か月396時間

イ 本件取消裁決の経緯（甲57）

原告は、平成20年9月12日、平成20年度取消前決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求をしたところ、同知事は、平成21年3月30日付けで、本件取消裁決をした。

ウ 平成20年度決定の経緯（甲69ないし71）

(ア) 処分行政庁は、本件取消裁決を受け、被告支給基準における非定型に従って決定することとした。

(イ) そこで、処分行政庁は、原告の生活モデルとして、別紙4の3支給決定量算定表（平成20年度決定）のとおりの介護の受給を想定して、以下のとおりの算定で、重度訪問介護の支給量を1か月402時間とする案を作成し、本件審査会に諮問をした上で、平成21年6月23日付けで、平成20年度決定をした（甲69。別紙3支給量の内訳一覧表参照）。

a 基本時間 1か月279時間

（朝3時間十昼3時間十夜3時間）×31日/月=279時間

平成20年度取消前決定と同じ。

b 夜間巡回 1か月62時間

30分/回×4回/1日の就寝中×31日/月=62時間

平成20年度取消前決定と同じ。

c 通院 1か月21時間

上記(1)エ(イ)の原告の通院状況を勘案した。

d 緊急 1か月20時間

平成20年度取消前決定と同じ。

e 移動介護加算 1か月20時間

平成20年度取消前決定と同じ。

f 合計 1か月 402時間

エ 原告は、平成20年度決定に係る支給を使い切った。

(7) 平成21年度決定の経緯(甲72, 73; 乙19の3)

ア 原告は、平成21年7月15日、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月821.5時間(=基本時間[24時間/日×31日/月]+2人介護[2.5時間/日×31日/月])とする旨の自立支援法に基づく介護給付費支給申請をした(乙19の3)。

イ 被告支給基準における重度訪問介護支給決定基準に従った算定では1か月28.9時間になったため、処分行政庁は、被告支給基準における非定型に従って決定することとした。

ウ そこで、処分行政庁は、原告の生活モデルとして、別紙4の4支給決定量算定表(平成21年度決定)のとおりの介護の受給を想定して、以下のとおりの算定により、重度訪問介護の支給量を1か月407.5時間とする案を作成し、本件審査会に諮問した上、平成21年8月25日付けで、平成21年度決定をした(甲72。別紙3支給量の内訳一覧表参照)。

(ア) 基本時間 1か月 279時間

(朝3時間+昼3時間+夜3時間) × 31日/月 = 279時間

平成20年度決定と同じ。

(イ) 夜間巡回 1か月 62時間

30分/回×4回/1日の就寝中×31日/月 = 62時間

平成20年度決定と同じ。

(ウ) 通院分 1か月 26.5時間

上記(1)エ(イ)の原告の通院状況を勘案した。

(エ) 緊急分 1か月 20時間

平成20年度決定と同じ。

(オ) 移動介護加算 1か月 20時間

平成20年度決定と同じ。

(2) 合計 1か月407.5時間

2 争点(1) (本件各決定について裁量権の逸脱濫用があるか)について

(1) 判断の枠組み

市町村が介護給付費の支給量を決定するに当たっては、その市町村の財政を考慮することが必要不可欠であり、自立支援法22条1項に基づく本件規則12条には、勘案すべき9事項が抽象的に規定されているにすぎないことからすると（上記第2の1(1)キ、(2)ウ），各障害者に対していかなる種類の障害福祉サービスをいかなる支給量で行うかは、市町村の合理的裁量に委ねられていると解するべきである。したがって、市町村が各障害者に対してした介護給付費の支給決定の適否を裁判所が審査するに当たっては、当該決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その勘案要素の選択等の過程に合理性を欠くところがないかを検討し、処分行政庁に与えられた裁量権の範囲を超える、又は濫用した場合に限って違法になると判断するべきである。すなわち、その勘案の過程において、重視すべきでない要素を過度に評価し、考慮すべき要素を考慮しないこと等により、当該決定が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるような場合には、処分行政庁に与えられた裁量権の範囲を超える、又は濫用したものとして違法となると解するのが相当である。

(2) 平成19年度決定が裁量権を逸脱、濫用したものか

ア 上記1(5)ウのとおり、処分行政庁は、平成19年度決定に当たって、原告が一人暮らしを始めて3年経過したことから、一人暮らしに慣れたと判断した上で、緊急分に係る支給量を1か月10時間認めた反面、平成18年度決定に比べて、起床中に当たる基本時間の夜の分に係る支給量を1日3時間減少させ、就寝中に当たる夜間巡回分に係る支給量を1

日30分以上減少させたことが認められる。なお、夜間巡回分について、被告は、1日1回（30分）減少させた旨主張するが、処分行政庁は、1か月を31日として1か月の支給量を16時間減少させているので、厳密には1日30分以上減少させたことになる。

イ 確かに、平成20年3月までの間について適用される被告支給基準における重度訪問介護支給決定基準（甲12）によれば、長期間の入所・入院状態から退所・退院したり、家族等との同居から単身生活を始めたばかりで生活に慣れるまで一時的に多くの支給量が必要な場合、最大6か月間、加算時間の加算評価点数を5点加算することとなっている（第2の1(3)ア(イ)、別紙1被告支給基準2、3）。

しかし、起床中の夜の介護としては、食事、排泄、体位変換及び水分補給等の朝、昼と同様の介護に加えて、入浴等の介護も想定される。そして、上記1(i)のとおり、原告は、首から下の部分を自分の意思で動かせない状態に変化はなかったから、原告が一人暮らしを始めてから3年を経過し、これによって生活に多少慣れた面があるとしても、平成18年度決定のころと比べて、起床中の夜の介護を必要とする事情に大きな変化があったとは考えられない。また、担当のヘルパーが3年を経過して原告の介護に多少慣れた面があるとしても、担当のヘルパーが交替する可能性もあり、原告の不随意運動への対応等を考慮すると、ヘルパーの介護に要する時間を大幅に減少させる要素とは考えられない。

ウ 上記(i)で説示したところに加えて、原告が就寝中は、後記の排泄等の介護を必要とするとしても、それ以外の入浴、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、外出時における移動中の介護（自立支援法5条3項、本件規則1条の3）等を必要としないから、処分行政庁が、原告の就寝中につき、介護時間の長さはともかくとして、継続的な介護ではなく、巡回による介護を前提に支給

量を決定したこと自体が著しく妥当性を欠くものとはいえない。

ただ、原告は、脳性麻痺による体幹及び四肢の機能障害並びに神経因性膀胱のため、就寝中も、自分で体位変換できないことによる疼痛や尿意のために、30分ないし2時間に1度は目が覚め、その際にはヘルパーが巡回するまで、何もできず待つしかないから、起床中とそれほど変わらない頻度でヘルパーによる体位変換、排泄等の介護を必要とする状態であった（上記1(1)ア、ウ(ウ)(オ））。このような事情からすれば、1日の就寝中につき2時間を前提とした支給量は、起床中に当たる基本時間分の介護時間に比べて極めて少ないといわざるを得ない。

エ 処分行政庁は、基本時間の夜の分及び夜間巡回分に係る支給量の減少に代えて、緊急分に係る支給量を1か月10時間認めた。

しかし、上記イ、ウで指摘した事情に加えて、原告が、平成16年度決定ないし平成18年度決定において基本時間の夜の分に係る支給量を1日6時間、夜間巡回分として1日の就寝時間につき2時間3.0分として受給していたこと（上記1(2)イケ)a,(イ)a,(3)イケ)a,(イ)a,(4)イ）、原告が平成16年度決定ないし平成18年度決定に係る支給を使い切ったこと（上記1(2)ウ、(3)ウ、(4)ウ）も併せて考えると、緊急分に係る支給量を1か月10時間認めただけでは、原告の心身の状況、介護給付等の受給の状況、意向、置かれている環境を十分に考慮したとはいえない。

オ 小括

以上より、平成19年度決定は、原告が一人暮らしに慣れたという重視すべきでない要素を過度に評価する一方で、原告の心身の状況等考慮すべき要素を十分に考慮しておらず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきである。よって、原告が主張するその余の違法事由を検討するまでもなく、平成19年度決定は、処分行政庁に与えられ

た裁量権を逸脱濫用した違法な処分と認めるのが相当である。

(3) 平成20年度決定が裁量権を逸脱、濫用したものか

ア 上記1(6)ウイのとおり、処分行政庁は、平成20年度決定に当たって、基本時間の夜の分及び夜間巡回分に係る支給量を平成19年度決定と同じどし、緊急分を平成19年度決定に比べて1か月10時間増やし、1か月20時間としたことが認められる。

イ 上記のとおり、処分行政庁は、緊急分に係る支給量を1か月20時間とした。

しかし、平成19年度決定のころに比べて、平成20年度決定のころに、原告の介護の必要性が変わったわけではないところ（上記1(1)ウ）、上記(2)イないしエで指摘した事情に鑑みると、平成19年度決定に比べて緊急分の支給量がわずか1か月10時間増加したとしても、平成20年度決定は、重視すべきでない要素を過度に評価する一方で、考慮すべき要素を十分に考慮しておらず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきである。よって、原告が主張するその余の違法事由を検討するまでもなく、平成20年度決定は、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分と認めるのが相当である。

(4) 平成21年度決定が裁量権を逸脱、濫用したものか

ア 上記1(7)ウのとおり、処分行政庁は、平成21年度決定に当たって、基本時間の夜の分、夜間巡回分及び緊急分に係る支給量を、平成20年度決定と同じとしたことが認められる。

イ 平成19年度決定のころや平成20年度決定のころに比べて、平成21年度決定のころに、原告の介護の必要性が変わったわけではないから（上記1(1)ウ）、上記(2)、(3)と同様に、平成21年度決定は、原告が主張するその余の違法事由を検討するまでもなく、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分と認めるのが相当である。

3. 争点(3)（義務付けの訴えが本案勝訴要件を具備するか）について

(1) 支給量を1か月744時間としないことが裁量権の逸脱濫用となるか

原告は、処分行政庁が、本件各決定において、重度訪問介護の支給量を1か月744時間とする介護給付費支給決定をしないことが裁量権の逸脱濫用に当たる（行政事件訴訟法37条の3第5項）として、その義務付けを求めている。

しかし、上記2(1)のとおり、自立支援法に基づく介護給付費支給決定に当たって、各障害者に対していかなる種類の障害福祉サービスをいかなる支給量で行うかは、市町村の合理的裁量に委ねられていると解するべきである。そして、原告の健康状態（上記1(1)ウ）及び原告が受けている介護サービスの概要（上記1(1)オ）も考慮すると、1日2.4時間介護を前提とする介護給付費の支給を処分行政庁がしなければ、原告の生命身体に重大な侵害が生じるおそれがあるとまではいえない。また、被告の財政を前提とした、介護に係る地域的事情、他の受給者との均衡、受給者の経済状態に加えて、当該受給者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるかという判断が、極めて政策的な判断を要することに照らせば、処分行政庁が、原告に対し、重度訪問介護の支給量を、1日2.4時間介護を前提とした1か月744時間とする介護給付費支給決定をしないことが、裁量権の逸脱濫用になるとは認められない。

(2) 一定の幅のある処分をしないことが裁量権の逸脱濫用となるか

ア 判断の枠組み

原告の義務付けの訴えに係る請求の趣旨（上記第1の2）には、本件各決定に係る支給量を超える介護給付費の支給決定の義務付けを求める趣旨も含まれると解される（原告の平成21年6月5日付け準備書面（第5回）参照）。そして、行政事件訴訟法37条の3第5項、3条6項2号が、処分行政庁において一定の処分をしないことが裁量権の逸脱

濫用になると認められることを義務付けの訴えの本案勝訴要件としていることからすれば、裁量権の逸脱濫用にならないような重度訪問介護の支給量を一義的に決めることができない場合であっても、ある程度幅のある支給量の介護給付費支給決定をしないことが裁量権の逸脱濫用になると認められる場合には、裁判所は、その幅のある一定の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける判決をすべきであると解される。

この点に関し、処分行政庁は、原告の重度訪問介護の支給量を決定する際、被告支給基準の非定型に該当すると判断し、原告に必要な介護時間を積算し、支給量を算定したところ、このような介護時間の積算、支給量の算定方法自体は合理的なものということができるので、これを前提として、本件各決定について、いかなる幅の支給量の介護給付費支給決定を行わないことが裁量権の逸脱濫用になるかを検討することとする。

イ 平成19年度について

(ア) 基本時間、夜間巡回及び緊急分

上記1(5)ウ(ア)(イ)(乙)のとおり、処分行政庁は、平成19年度決定に当たって、基本時間分として1日につき朝、昼、夜に各3時間の継続的介護を前提に1か月279時間、1日の就寝中につき1回30分の巡回による介護4回を前提に1か月62時間、緊急分として1か月10時間の支給量を算定した。

この点、平成19年度決定が、重視すべきでない要素を過度に評価する一方で、考慮すべき要素を十分に考慮せず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものであり、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したものと認めるのが相当であることは、上記2(2)オのとおりである。

そして、上記1(1)ウのとおり、原告は、一人暮らしであるのに、首

から下の部分を自分の意思で動かせず、起床中、体位変換すら介護を要したこと、不随意運動によって身体が傾き、ヘルパーに体勢を立て直してもらわなければならなかつたこと、平均1時間に1度尿意を催すこと、就寝中も、自分で体位変換できないことによる疼痛や尿意のために、30分ないし2時間に1度は介護が必要であったこと等が認められる。これらの事情を考慮すると、被告の財政的、政策的判断を十分尊重しても、予測できない事態に対応するため算定された緊急分（1か月10時間）のほか、少なくとも平成19年度決定で算定した支給量（1か月341時間）に、1か月93時間（1日3時間）以上加算した支給量の介護給付費支給決定をしなければ、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものというべきである。

(イ) 通院分

上記1(5)ウ(イ)のとおり、処分行政庁は、平成19年度決定に当たつて、通院分として1か月6時間の支給量を算定したところ、これは、上記1(1)エ(イ)のとおり認められる原告の通院状況に照らして相当である。

(ア) 移動介護加算

上記1(5)ウ(ア)のとおり、処分行政庁は、平成19年度決定に当たつて、移動介護加算分として1か月20時間の支給量を算定した。この点、弁論の全趣旨によれば、処分行政庁が基本時間分として算定した支給量であつても、移動介護に流用することは可能であるから、この費目は、現実の移動介護を1か月20時間に制約するものではない。また、他の受給者の受給状況は、平成17年度は平均10.117時間、平成18年度は平均9.425時間であった（乙13、14）。これらの事情からすれば、ピアカウンセリングの勉強や料理のために移動介護を希望するとの原告の意向（原告本人）を考慮しても、処分

行政庁が移動介護加算分として1か月20時間の支給量を算定したことは相当である。

(エ) 支給量全体について

以上より、処分行政庁は、原告の介護給付費支給申請（1か月478時間）に対して、平成19年度決定に係る支給量（1か月377時間）に1か月93時間以上を加算した、1か月470時間以上478時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を行わないことが、裁量権の逸脱濫用になると認めるのが相当である。

なお、付言するに、上記の判断は、あくまで口頭弁論終結時に本件訴訟に現れた事情を総合考慮し、裁量権の逸脱濫用になる支給量の範囲を判断したものであり、下限の「1か月470時間」という数字は、適正な支給量を当裁判所が算定したものではない。処分行政庁は、自立支援法1条の目的に適合するように、1か月470時間以上478時間以下の範囲で、より適切な支給量を算定するべきである。

ウ 平成20年度について

(ア) 基本時間、夜間巡回及び緊急分

上記1(6)ウ(イ)a b dのとおり、処分行政庁は、平成20年度決定に当たって、基本時間分として1日につき朝、昼、夜に各3時間の継続的介護を前提に1か月279時間、夜間巡回分として1日の就寝中につき1回30分の巡回による介護4回を前提に1か月62時間、緊急分として1か月20時間の支給量を算定した。

この点、平成20年度決定が、重視すべきでない要素を過度に評価する一方で、考慮すべき要素を十分に考慮せず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものであり、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したものと認めるのが相当であることは、上記2(3)イのとおりである。

そして、上記イ(イ)のとおり、平成20年度決定のころも変わらない原告の介護の必要性を考慮すると、被告の財政的、政策的判断を十分尊重しても、緊急分（1か月20時間）のほか、少なくとも平成20年度決定で算定した支給量（1か月341時間）に、1か月93時間（1日3時間）以上を加算した支給量の介護給付費支給決定をしなければ、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものというべきである。なお、平成20年度決定では、平成19年度決定に比べて、緊急分が1か月10時間増やされたが、緊急分は予測できない事態に対応するためのものであり、緊急分が増やされたことは、上記判断を左右するものではない。

(イ) 通院分

上記1(6)ウ(イ)cのとおり、処分行政庁は、平成20年度決定に当たって、通院分として1か月21時間の支給量を算定したところ、これは、上記1(1)エ(イ)のとおり認められる原告の通院状況に照らして相当である。

(ウ) 移動介護加算

上記1(6)ウ(イ)eのとおり、処分行政庁は、平成20年度決定に当たって、移動介護加算分として1か月20時間の支給量を算定したところ、これは、上記イ(ウ)のとおり認められる移動介護加算の趣旨、他の受給者の受給状況、原告の意向に照らして相当である。

(エ) 支給量全体について

以上より、処分行政庁は、原告の介護給付費支給申請（1か月744時間）に対して、平成20年度決定に係る支給量（1か月402時間）に1か月93時間以上を加算した、1か月495時間以上744時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を行わないことが、裁量権の逸脱濫用になると認めるのが相当である。なお、下限の「1か月495時間」

という数字が、適正な支給量を当裁判所が算定したものではないことは、上記イ(エ)と同様である。

エ 平成21年度について

(ア) 基本時間、夜間巡回及び緊急分

上記1(7)ウ(イ)(イ)(エ)のとおり、処分行政庁は、平成21年度決定に当たって、基本時間分として1日につき朝、昼、夜に各3時間の継続的介護を前提に、1か月279時間、夜間巡回分として1日につき1回30分の巡回による介護4回を前提に、1か月62時間、緊急分として1か月20時間の支給量を算定した。

この点、重視すべきでない要素を過度に評価する一方で、考慮すべき要素を十分に考慮せず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものであり、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用したものと認めるのが相当であることは、上記2(4)イのとおりである。

そして、上記イ(ア)のとおり、平成21年度決定のころも変わらない原告の介護の必要性を考慮すると、被告の財政的政策的判断を十分尊重しても、緊急分（1か月20時間）のほか、少なくとも平成21年度決定で算定した支給量（1か月341時間）に、1か月93時間（1日3時間）以上加算した支給量の介護給付費支給決定をしなければ、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものというべきである。

(イ) 通院分

上記1(7)ウ(イ)のとおり、処分行政庁は、平成21年度決定に当たって、通院分として1か月26.5時間の支給量を算定したところ、これは、上記1(1)エ(エ)のとおり認められる原告の通院状況に照らして相当である。

(ウ) 移動介護加算

上記1(7)ウ(イ)のとおり、処分行政庁は、平成21年度決定に当たつ

て、移動介護加算分として1か月20時間の支給量を算定したこと、これは、上記イ(イ)のとおり認められる移動介護加算の趣旨、他の受給者の受給状況、原告の意向に照らして、相當である。

(乙) 支給量全体について

以上より、処分行政庁は、原告に対し、原告の介護給付費支給申請（1か月821.5時間）；原告の本件請求（1か月744時間）に対して、重度訪問介護の支給量を、平成21年度決定に係る支給量（1か月407.5時間）に1か月93時間以上を加算した、1か月500.5時間以上744時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を行わないことが、裁量権の逸脱濫用になると認めるのが相当である。なお、下限の「1か月500.5時間」という数字が、適正な支給量を当裁判所が算定したものではないことは、上記イ(乙)と同様である。

オ 小括

上記イないしエによれば、介護給付費支給決定の義務付けを求める請求については、①平成19年度決定について、1か月470時間以上478時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける限度で、②平成20年度決定について、1か月495時間以上744時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける限度で、③平成21年度決定について、1か月500.5時間以上744時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける限度で、それぞれ行政事件訴訟法37条の3第5項、3条6項2号の定める義務付けの訴えの本案勝訴要件を具備することになる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求のうち、本件各決定の取消しを求める部分は理由があるからこれを認容すべきであり、介護給付費支給決定の義務付けを求める部分は上記第3の3(2)オの限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由

がないからこれを棄却すべきである。

よつて、主文のとおり判決する。

和歌山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

高橋善久

裁判官

永野公規

裁判官

田中一孝

被告支給基準

1 基本時間数

介護力 障害程度区分	介護力A (当該障害者のみにより構成される世帯の場合又は、同居家族が居るが、何らかの理由により同居者からの介護だけでなく家事についても負担が望めない場合)	介護力B (現に介護を行っている者があり、家事の負担は一定期待できるが、何らかの理由により介護にあたる時間や能力が大きく制限される場合)	介護力C (現に介護を行っている者があり、介護力A、Bのいずれにも該当しない場合)
区分6	206	172	137
区分5	165	138	110
区分4	132	110	88

2 加算時間の評価点数

	加算項目	加算点数
住居・世帯の状況	(平成20年3月まで) 住居内の状況として車いすによる移動が不可能であり、常に抱えての移動が必要となる場合(車いす利用者に限る) (平成20年4月から) 住居内の状況として車いすによる移動が困難な場合	1
	住居の物理的な環境から、入浴に非常に手間がかかる場合(ただしケアプランに入浴が含まれる場合)	1
	長期間の入所・入院状態から退所・退院するにあたり、一時的に多くの支給量が必要な場合(3ヶ月ごとに状況確認し、最大6ヶ月間)	5
	家族等との同居から単身生活を始めたばかりで生活に慣れるまで一時的に多くの支給量が必要な場合(3ヶ月ごとに状況確認し、最大6ヶ月間)	5
本人の身体の状況に関すること	物理的に時間を要するコミュニケーション支援が必要な場合	4
	排泄介護・水分補給・体位変換等のため、夜間介護が必要な場合	5
	医療的な介護が常時必要	6
	治療の必要な疾患があり、医師より健康管理が必要な場合	3
	嚥下が困難であり、食事に時間を要する場合(ただしケアプランに食事介護が含まれる場合)	1
	嚥下が困難等のため、きざみ食やミキサー食等が必要であり、物理的に調理行為に時間を要する場合(ただしケアプランに調理が含まれる場合)	1
	体重・体格・麻痺等の状況から移乗等に際して1人での対応が困難であり、2人介護の必要な場合(ただしケアプランに2人介護が含まれている場合)	5
加算項目の合計評価点		点

3. 加算時間数

加算評価点数の合計点数	基本時間数	加算割合		加算時間数
		平成20年3月まで	平成20年4月から	
<input type="checkbox"/> 1点～2点		× 10%	× 15%	
<input type="checkbox"/> 3点～4点		× 1.5%	× 2.0%	
<input type="checkbox"/> 5点～6点		× 20%	× 25%	
<input type="checkbox"/> 7点～8点		× 25%	× 30%	
<input type="checkbox"/> 9点～10点		× 30%	× 35%	
<input type="checkbox"/> 11点～12点		× 35%	× 40%	
<input type="checkbox"/> 13点～14点			× 45%	
<input type="checkbox"/> 15点～			× 50%	
合計加算時間数				時間

※ 端数は切り上げ

4 減算時間数

減算項目	減算時間数
<input type="checkbox"/> ケアホーム入居者の経過的給付で区分6の場合	15.2
<input type="checkbox"/> ケアホーム入居者の経過的給付で区分5の場合	11.8
<input type="checkbox"/> ケアホーム入居者の経過的給付で区分4の場合	9.0
<input type="checkbox"/> 区分6で日中活動系サービスを受けている場合	10.3
<input type="checkbox"/> 区分5で日中活動系サービスを受けている場合	8.2
<input type="checkbox"/> 区分4で日中活動系サービスを受けている場合	6.6
<input type="checkbox"/> 区分6で介護保険対象者	10.3
<input type="checkbox"/> 区分5で介護保険対象者	8.2
<input type="checkbox"/> 区分4で介護保険対象者	6.6
合計減算時間数	時間

原告が受けている介護サービスの概要(平成19年10月以前)

	早朝	午前	午後	夜間	摘要
月	0:00~9:00(重) 排泄介助、体位変換、着脱介助、水分補給、見守り、起床介助、着替え介助、体のマッサージ、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、歯磨き、洗面、髭剃り等	10:30~13:00(他人) 排泄介助、買い物準備、買い物、昼食準備、昼食介助、後片付け等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位変換、水分補給、郵便物チェック、移乗介助等	17:30~20:30(重) 排泄介助、洗濯物取り込み、夕食準備、夕食介助、後片付け、風呂準備等	21:00~0:00(重) 排泄介助、体位変換、水分補給、移乗介助、入浴介助、清拭、着替え介助、就寝介助等
火	0:00~9:00(重) 排泄介助、体位変換、着脱介助、水分補給、見守り、起床介助、着替え介助、体のマッサージ、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、歯磨き、洗面、髭剃り等	10:30~13:00(他人) 排泄介助、買い物準備、買い物、昼食準備、昼食介助、後片付け等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位変換、水分補給、郵便物チェック、移乗介助等	17:30~20:30(重) 排泄介助、洗濯物取り込み、夕食準備、夕食介助、後片付け、風呂準備、外出介助等	21:00~0:00(重)
水	0:00~9:00(重) 排泄介助、体位変換、着脱介助、水分補給、見守り、起床介助、着替え介助、体のマッサージ、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、歯磨き、洗面、髭剃り等	10:30~13:00(他人) 排泄介助、買い物準備、買い物、昼食準備、昼食介助、後片付け等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位変換、水分補給、郵便物チェック、移乗介助等	17:30~20:30(重) 排泄介助、洗濯物取り込み、夕食準備、夕食介助、後片付け、風呂準備等	21:00~0:00(重) 排泄介助、体位変換、水分補給、移乗介助、入浴介助、清拭、着替え介助、就寝介助等
木	0:00~9:00(重) 排泄介助、体位変換、着脱介助、水分補給、見守り、起床介助、着替え介助、体のマッサージ、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、歯磨き、洗面、髭剃り等	10:30~13:00(他人) 排泄介助、買い物準備、買い物、昼食準備、昼食介助、後片付け等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位変換、水分補給、郵便物チェック、移乗介助等	17:30~20:30(重) 排泄介助、洗濯物取り込み、夕食準備、夕食介助、後片付け、風呂準備、外出介助等	21:00~0:00(重) 排泄介助、体位変換、水分補給、移乗介助、入浴介助、清拭、着替え介助、就寝介助等
金	0:00~9:00(重) 排泄介助、体位変換、着脱介助、水分補給、見守り、起床介助、着替え介助、体のマッサージ、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、歯磨き、洗面、髭剃り等	10:30~13:00(他人) 排泄介助、買い物準備、買い物、昼食準備、昼食介助、後片付け等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位変換、水分補給、郵便物チェック、移乗介助等	17:30~20:30(重) 排泄介助、洗濯物取り込み、夕食準備、夕食介助、後片付け、風呂準備等	21:00~0:00(重) 排泄介助、体位変換、水分補給、移乗介助、入浴介助、清拭、着替え介助、就寝介助等
土	0:00~9:00(重) 排泄介助、体位変換、着脱介助、水分補給、見守り、起床介助、着替え介助、体のマッサージ、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、歯磨き、洗面、髭剃り等	10:30~13:00(他人) 排泄介助、買い物準備、買い物、昼食準備、昼食介助、後片付け等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位変換、水分補給、郵便物チェック、移乗介助等	17:30~20:30(重) 排泄介助、洗濯物取り込み、夕食準備、夕食介助、後片付け、風呂準備等	21:00~0:00(重) 排泄介助、体位変換、水分補給、移乗介助、入浴介助、清拭、着替え介助、就寝介助等
日	0:00~9:00(重) 排泄介助、体位変換、着脱介助、水分補給、見守り、起床介助、着替え介助、体のマッサージ、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、歯磨き、洗面、髭剃り等	10:30~13:00(他人) 排泄介助、買い物準備、買い物、昼食準備、昼食介助、後片付け等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位変換、水分補給、郵便物チェック、移乗介助等	17:30~20:30(重) 排泄介助、洗濯物取り込み、夕食準備、夕食介助、後片付け、風呂準備等	21:00~0:00(重) 排泄介助、体位変換、水分補給、移乗介助、入浴介助、清拭、着替え介助、就寝介助等
摘要					

※「(重)」とあるのは、自立支援法の重度訪問介護の介護給付費によって支出している分を指す。

「(他人)」とあるのは、生活保護法の他人介護料によって支出している分を指す。

原告が受けている介護サービスの概要(平成19年11月以降)

	早朝	午前	午後	夜間	摘要
月	0:00~8:00(重) 着脱介助、後片付け、就寝介助、排泄介助、体位变换、着脱介助、水分補給、清拭、見守り、起床介助、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、洗面、口腔ケア等	10:00~12:30(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯、洗濯物干し、昼食準備、昼食介助、後片付け、洗面、口腔ケア、見守り等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯物入れ、パソコン打ち、洗面、口腔ケア、見守り等	18:00~21:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、夕食準備、夕食介助、後片付け、書類整理、洗面、口腔ケア、風呂準備、見守り等	23:00~0:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、入浴介助等
火	0:00~8:00(重) 排泄介助、体位变换、着脱介助、水分補給、清拭、見守り、起床介助、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、洗面、口腔ケア等	10:00~12:30(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯、洗濯物干し、昼食準備、昼食介助、後片付け、洗面、口腔ケア、見守り等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯物入れ、パソコン打ち、洗面、口腔ケア、見守り等	18:00~21:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、夕食準備、夕食介助、後片付け、書類整理、洗面、口腔ケア、風呂準備、見守り等	23:00~0:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、清拭、着脱介助、後片付け、洗面、口腔ケア、移乗介助、就寝介助、見守り等
水	0:00~8:00(重) 着脱介助、後片付け、就寝介助、排泄介助、体位变换、着脱介助、水分補給、清拭、見守り、起床介助、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、洗面、口腔ケア等	10:00~12:30(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯、洗濯物干し、昼食準備、昼食介助、後片付け、洗面、口腔ケア、見守り等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯物入れ、パソコン打ち、洗面、口腔ケア、見守り等	18:00~21:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、夕食準備、夕食介助、後片付け、書類整理、洗面、口腔ケア、風呂準備、見守り等	23:00~0:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、入浴介助等
木	0:00~8:00(重) 排泄介助、体位变换、着脱介助、水分補給、清拭、見守り、起床介助、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、洗面、口腔ケア等	10:00~12:30(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯、洗濯物干し、昼食準備、昼食介助、後片付け、洗面、口腔ケア、見守り等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯物入れ、パソコン打ち、洗面、口腔ケア、見守り等	18:00~21:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、夕食準備、夕食介助、後片付け、書類整理、洗面、口腔ケア、風呂準備、見守り等	23:00~0:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、清拭、着脱介助、後片付け、洗面、口腔ケア、移乗介助、就寝介助、見守り等
金	0:00~8:00(重) 着脱介助、後片付け、就寝介助、排泄介助、体位变换、着脱介助、水分補給、清拭、見守り、起床介助、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、洗面、口腔ケア等	10:00~12:30(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯、洗濯物干し、昼食準備、昼食介助、後片付け、洗面、口腔ケア、見守り等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯物入れ、パソコン打ち、洗面、口腔ケア、見守り等	18:00~21:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、夕食準備、夕食介助、後片付け、書類整理、洗面、口腔ケア、風呂準備、見守り等	23:00~0:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、入浴介助等 12:30~14:30 通院
土	0:00~8:00(重) 排泄介助、体位变换、着脱介助、水分補給、清拭、見守り、起床介助、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、洗面、口腔ケア等	10:00~12:30(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯、洗濯物干し、昼食準備、昼食介助、後片付け、洗面、口腔ケア、見守り等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯物入れ、パソコン打ち、洗面、口腔ケア、見守り等	18:00~21:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、夕食準備、夕食介助、後片付け、書類整理、洗面、口腔ケア、風呂準備、見守り等	23:00~0:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、清拭、着脱介助、後片付け、洗面、口腔ケア、移乗介助、就寝介助、見守り等
日	0:00~8:00(重) 着脱介助、後片付け、就寝介助、排泄介助、体位变换、着脱介助、水分補給、清拭、見守り、起床介助、移乗介助、朝食準備、朝食介助、後片付け、洗面、口腔ケア等	10:00~12:30(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯、洗濯物干し、昼食準備、昼食介助、後片付け、洗面、口腔ケア、見守り等	14:30~16:00(他人) 排泄介助、体位变换、水分補給、洗濯物入れ、パソコン打ち、洗面、口腔ケア、見守り等	18:00~21:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、夕食準備、夕食介助、後片付け、書類整理、洗面、口腔ケア、風呂準備、見守り等	23:00~0:00(重) 排泄介助、体位变换、水分補給、入浴介助等
摘要	移動介護・通院については、曜日によって異なる。 福祉サービスと他人介護量の時間を入れ替えることによって対応している。				

※「(重)」あるのは、自立支援法の重度訪問介護の介護給付費によって支出している分を指す。

「(他人)」あるのは、生活保護法の他人介護料によって支出している分を指す。

支給量の内訳一覧表

費目	平成16年度決定	平成17年度決定	平成18年度決定	平成19年度決定	平成20年度	平成20年度取消前決定	平成21年度決定
日常生活支援	412	372	372				
(基本時間)	(372)	(372)	(372)				
(朝3+昼3+夜6)×31日							
(入浴介助)	(30)						
(土日加算)	(10)						
基本時間							
身体介護	103	86	86	279	279	279	279
(夜間巡回)	(78)	(78)	(78)				
30分×5回×31日	30分×5回×31日	30分×5回×31日	30分×5回×31日	(朝3+昼3+夜3)×31日	(朝3+昼3+夜3)×31日	(朝3+昼3+夜3)×31日	(朝3+昼3+夜3)×31日
(通院)	(20)	(8)	(8)				
4時間×5回	2時間×4回	2時間×4回					
(緊急)	(5)						
夜間巡回				30分×4回×31日	30分×4回×31日	30分×4回×31日	30分×4回×31日
通院				6	62	62	62
緊急				3時間×2回	3時間×5回	3時間×7回	3時間×8回+2.5時間×1回
移動介護加算	20	20	20	10	20	20	20
合計	535	478	478	377	396	402	407.5
申請した支給量		555		478	744	744	821.5
※単位(は時間)							

支給決定量算定表(平成19年度決定)

支給決定量算定表(平成20年度取消前決定)

支給決定量算定表(平成20年度決定)

支給決定算定表(平成21年度決定期)

これは正本である。

平成 22 年 12 月 17 日

和歌山地方裁判所民事部

裁判所書記官 西谷伸一

